

一般社団法人御坊青年会議所 定款

第1章 総 則

第1条(名 称)

当法人は、一般社団法人御坊青年会議所(Gobo Junior Chamber Incorporated)と称する。

第2条(事務所)

当法人は、事務所を和歌山県御坊市に置く。

第3条(目 的)

当法人は、地域社会及び国家の発展をはかり、会員の連携と指導力の啓発に努めるとともに、国際的理解を深め、世界の繁栄と平和に寄与することを目的とする。

第4条(運営の原則) 当法人は、特定の個人、または法人その他の団体の利益を目的として、その事業を行わない。

2. 当法人は、これを特定の政党のために利用しない。

第5条(事 業)

当法人は、その目的達成のために、次の事業を行う。

- (1)政治、経済、社会ならびに文化等に関する調査研究およびその改善に資する計画の立案と実現を推進する諸事業
- (2)指導力啓発の知識ならびに教養の修得と向上、および能力の開発を利する事業
- (3)会員相互の親睦と友情の増進に資する事業
- (4)国際青年会議所、公益社団法人日本青年会議所ならびに国内、国外の青年会議所および、その他の諸団体と提携し、相互の理解と親善を推進する事業
- (5)その他当法人の目的達成に必要な事業

第6条(事業年度)

当法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。

第2章 会 員

第7条(会員の種類)

当法人の会員は、次の4種とする。

- (1)正会員(通常会員、出向会員)
- (2)特別会員
- (3)名誉会員
- (4)賛助会員

2. 当法人は、正会員をもって一般社団法人および一般財団法人に関する法律上の社員とする。

第8条(正会員)

正会員は、御坊市、由良町、日高町、美浜町、印南町、日高川町に住所または勤務先を有するか、またはゆかりのある20歳以上40歳未満の品格ある青年で、別に定める会員資格規定に基づく手続きを経、理事会に於いて入会を承認されたものとする。ただし、年度中に40歳に達した場合、その年度内は、正会員としての資格を有する。なお、正会員のうち、行政その他団体からの出向命令を受けて正会員となった者のうち、理事会の承認を得た者を、正会員(出向会員)とし、出向解除後は本人の意思により正会員(通常会員)となる事が出来る。

第9条(特別会員)

制限年齢の年度末まで正会員であった者で、理事会で承認された者を特別会員とする。

第10条(名誉会員)

当法人に功労のある者で理事会の議決を経て推薦された者を名誉会員とする。

第11条(賛助会員)

当法人の目的に賛同し、その発展を助成しようとする個人または団体で、理事会において入会を承認された者を賛助会員とする。

第12条(会員の権利)

正会員は、本定款に別に定めるもののほか、当法人の目的達成に必要なすべての事業に参加する権利を平等に有する。

第13条(会員の義務)

当法人の会員は本定款に別に定めるもののほか、定款その他の規定を遵守する義務を負い、又当法人の目的達成に必要な義務を負う。

第14条(会費、入会金) 会員は入会に際して入会金を納入し、所定の期日までに会費を毎年納入しなければならない。

2. 特別の費用を必要とするときは、理事会の決議を経て臨時会費を徴収することが出来る。

第15条(休会)

やむを得ぬ事由により、長期間出席できない正会員は、理事会の承認を得て休会することが出来る。ただし休会中の会費は、これを免除しない。

第16条(会員資格の喪失)

当法人の会員は、次の事由によりその資格を失う。

- (1)退会
- (2)死亡失踪宣告または解散
- (3)破産または成年被後見人もしくは被保佐人になったとき
- (4)除名

第17条(退会)

当法人を退会しようとする会員は、その年度の会費を納入して退会届を理事長に提出しなければならない。

第18条(除名)

当法人の会員が次の各号の一つに該当するときは、総会の決議によりこれを除名することができる。

- (1)当法人の名誉を著しく傷つける行為のあるとき。
- (2)当法人の目的遂行に反する行為のあるとき。
- (3)当法人の秩序を乱す行為のあるとき。
- (4)会費納入義務を履行しないとき。
- (5)出席義務を履行しないとき。
- (6)その他会員として適当でないと認められたとき。

第3章 総会

第19条(総会の構成)

当法人の総会は、正会員をもって構成する。

2. 前項の総会をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とし、通常総会を一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の定時社員総会とする。

第20条(総会の種類)

当法人の総会は、通常総会および臨時総会の2種とする。

第21条(総会の招集)

通常総会は、毎年1月および8月に理事長が招集する。

2. 臨時総会は、次に掲げる場合に理事長が招集する。
 - (1) 理事会が招集の必要を決議したとき
 - (2) 総正会員の5分の1の正会員より、会議に付すべき事項を示した書面で招集の請求があったとき
3. 総会の招集は、会議の目的たる事項ならびに日時および場所を記載した書面をもって、総会の日の10日前までに正会員に通知を発しなければならない。

第22条(総会の議長)

総会の議長は理事長または理事長の指名した者がこれにあたる。

第23条(総会の成立および決議)

総会は、正会員数の3分の2以上の正会員の出席により成立し、その議事は本定款に別に定めるもののほか、出席正会員の過半数をもってこれを決議する。

2. 可否同数の時には議長がこれを決する。

第24条(議決権)

当法人の正会員は、総会において各1個の議決権を有する。

2. やむを得ない理由により、総会に出席できないときは、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、または他の正会員を代理人として、表決権を委任することができる。
3. 前項の規定にもとづき、書面表決または委任した者は、前条の規定の適用については総会に出席したものとみなす。

第25条(総会の決議事項)

次の事項は総会の決議を経なければならない。

- (1) 定款の変更
- (2) 事業計画および収支予算の決定ならびに変更
- (3) 事業報告および収支決算の承認
- (4) 役員を選任および解任
- (5) 当法人の解散、清算人の選任、および残余財産の処分方法の決定
- (6) 次に掲げる事項に関する規定の設定ならびに変更
 - ア. 一般社団法人御坊青年会議所運営規定
 - イ. 一般社団法人御坊青年会議所役員選任規定
 - ウ. 一般社団法人御坊青年会議所会員資格規定
 - エ. 一般社団法人御坊青年会議所庶務規定
 - オ. その他の規定
- (7) 会員の除名
- (8) その他法令に規定する事項及び本定款に規定する事項

第26条(特別決議)

前条第1項第1号、第4号、第5号及び第7号に掲げる事項及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第49条第2項の決定および変更を総会で議決するには、総正会員の3分の2以上の多数によらなければならない。

第27条(総会の議事録) 総会の議事録については、総会の終了後遅滞なく次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の日時、場所
- (2) 正会員数
- (3) 出席会員数
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過および要領ならびにその結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2. 議事録には、議長のほか、総会に出席した正会員の中から選任された2名の議事録署名人が署名捺印しなければならない。

第4章 役員

第28条(役員の種類および数)

当法人の役員は次の通りとする。

- (1) 理事長 1名
- (2) 副理事長 2名以上4名以内
- (3) 専務理事 1名
- (4) 理事 12名以上27名以内
(理事長、副理事長、専務理事を含む)
- (5) 監事 2名

2. 理事長、副理事長、専務理事および理事をもって一般社団法人及び財団法人に関する法律上の理事とし、監事をもって一般社団法人及び財団法人に関する法律上の監事とする。

3. 監事は他の役員を兼務し、または委員会の構成員となることができない。

第29条(役員資格および任免) 役員は当法人の正会員たることを要し、総会において選任および解任される。ただし直前理事長たる役員はこの限りではない。

2. 役員を選任方法については別に定める。

第30条(役員任期)

理事 選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

監事 選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする

2. 期のなかばに選任された役員任期は、その期の末までとする。

3. 役員は任期終了後、後任者の就任するまで引き続きその職務を行うものとする。

第31条(役員職務) 理事長は、当法人を代表し、業務を執行するとともに総会ならびに理事会を招集し、その議長となる。また公益社団法人日本青年会議所総会、地区協議会およびブロック協議会に出席し、当法人の保有する議決権を行使する義務を有する。

2. 副理事長は、理事長を補佐して庶務をつかさどり、理事長に事故があるとき、または欠けた時には理事長があらかじめ指名した順序によりその職務を代理または代行する。
ただし、理事長の代表権にかかる職務を代行することはできない。
3. 専務理事は理事長、副理事長を補佐して常務をつかさどり事務局を総括する。
4. 理事は、理事会を構成し、法令又は本定款に定めるところにより当法人の業務執行を決定する。
5. 監事は、理事の業務の執行および会計の状況を監査する。

第32条(役員の損害賠償責任の免除)

理事又は監事が、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第114条第1項に基づく任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として、理事会の決議で免除することができる。但し、この場合の理事会の決議には、当該責任を負う理事は議決権を行使できない。

第5章 理事会

第33条(理事会の構成)

当法人の理事会は、理事長、副理事長、専務理事および理事をもって構成する。

2. 直前理事長および監事は理事会に出席し、意見を述べることができる。

第34条(理事会の招集)

理事会は、毎月1回以上理事長がこれを招集する。

2. 理事会構成員の3分の1以上が必要と認めるときは、書面により会議の目的たる事項を示し、理事会の招集を請求することができる。
3. 前項の請求があったとき、理事長は10日以内に理事会を招集しなければならない。

第35条(理事会の議長)

理事会の議長は、理事長または理事長の指名した者がこれにあたる。

第36条(理事会の成立および決議)

理事会は、その構成員の2分の1以上の出席により成立する。

2. 理事会の決議は、出席構成員の過半数をもってこれをなす。ただし総会において特別決議を要する事項について決議は、出席構成員の3分の2以上の多数をもってこれをなす。
3. 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案をした理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をした場合は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。但し、監事が当該提案について異議を述べた場合は、この限りでない。

第37条(理事会の決議事項)

理事会は次の事項を議決する。

- (1) 業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長の選定及び解職
- (4) 代表理事及び業務執行理事の選任

第38条(理事会の議事録)

理事会の議事については、議事録を作成しなければならない。

2. 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 例会および室

第39条(例会)

当法人は、毎月1回例会を開く。

2. 例会の運営については一般社団法人御坊青年会議所運営規定に定めるほか理事会の決議により定める。

第40条(室の設置)

当法人は、その目的達成に必要な事項を調査、研究、審議し、または実施するために室を設置する。尚、必要に応じ室に委員会を設置することができる。

第41条(室の構成)

室は室長、副室長(委員長)および室員(委員)を持って構成する。

2. 室長および副室長(委員長)は理事のうちから理事長が理事会の承認を得て委嘱し、室員(委員)は正会員のうちから理事長が室長および副室長(委員長)と協議のうえ理事会の承認を得て任命する。
3. 正会員は、理事長、直前理事長、副理事長、専務理事および監事を除き、原則として全員がいずれかの室に所属しなければならない。

第42条(直前理事長)

当法人は、直前理事長を1名おく。

2. 直前理事長は、理事長経験を生かし、庶務について必要な補佐をする。

第7章 資産および会計

第43条(収支)

当法人の資産は、財産目録に記載された財産、入会金、会費その他の収支をもって構成する。

2. 当法人の経費は、財産をもってこれにあたる。
3. 当法人の資産は理事長が管理し、その方法については理事会の決議をもって定める。

第44条(予算および決算)

当法人の収支予算は総会の決議を経て定める。

2. 当法人の事業報告及び決算は、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、通常総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

3. 通常総会の終結後、理事長は通常総会にて承認を受けた前項の貸借対照表を、遅滞なく公告しなければならない。

第45条(予算の更正および補正)

緊急に予算の更正および補正の必要が生じたときは、理事会において決定することができる。ただし、この場合は次期総会の承認を得なければならない。

第46条(会計区分)

当法人の会計は、各事業年度毎に一般会計、特別会計、および基金会計の種に区分して処理する。

2. 一般会計は、通常の事業遂行に関する収支を経理する。
3. 特別会計は、一般会計で処理するに不相当と認められる大規模もしくは特殊な事業に関する収支を、事業別に経理する。
4. 基金会計は、基金となるべき収支により取得した財産の管理運用を経理する。

第47条(借入金)

当法人が借入れをしようとするときは、総会の議決を得なければならない。

第48条(基金)

法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

2. 拠出された基金は、基金の拠出者と合意した期日まで返還しない。
3. 基金の返還の手続については、返還する基金の総額について通常総会の決議を経るものとするほか、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を理事会において別に定めるものとする。
4. その他、基金の募集、基金の管理及び基金の返還等の取扱いについては、理事会において、別途「基金取扱規程」を定め、これに従うものとする。

第49条(資産の団体性)

当法人の会員は、その資格を喪失するに際し、当法人の資産に対し、いかなる請求をもすることができない。

第8章 管理

第50条(定款等の備置)

理事長は、定款その他諸規定、会員名簿ならびに総会および理事会の議事録を常に事務局に備え置かねばならない。

第51条(報告書類の提出)

理事長は、次の書類を、通常総会の日から1週間前の日から5年間、主たる事務所にて備え置かなければならない。

- (1) 事業報告書及び附属明細書
- (2) 会計報告書(貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書)

第52条(書類の閲覧)

正会員は、第45条および前条の書類をいつでも閲覧することができる。

2. 理事長は、正当な理由なくして前項の閲覧を拒むことはできない。

第53条(提出)

理事長は、通常総会終了後、遅延なく、第49条第1項の書類を公益社団法人日本青年会議所に提出しなければならない。

第9章 事務局

第54条(事務局の設置)

- 当法人は、その事務を処理するために、事務局の所在地に事務局を設置する。
2. 事務局には専務理事1名および事務局員を置くことができる。
 3. 専務理事は、理事長の命を受け庶務を処理する。
 4. 事務局員は、専務理事の指揮を受け庶務を処理する。
 5. 専務理事は、理事会に議決を経て理事長が任命する。
 6. 全各号のほか、事務局に関し必要な事項は、理事会に決議により定める。

第10章 解散

第55条(解散事由)

- 当法人は、次の事由により解散する。
- (1) 目的たる事業の完了または、その成功の不能
 - (2) 破産手続き開始の決定
 - (3) 総会の決議
 - (4) 正会員の欠亡
 - (5) そのほか法令により定められた事由によるとき

第56条(残余財産の処分)

当法人の解散の時に存する残余財産は、総会の議決を経て当法人と類似の目的を持つ公益社団法人、その他の団体に帰属させる。

第57条(余剰金の処分制限)

当法人は余剰金を分配することはできない。

第58条(清算人)

- 当法人の解散に際しては、清算人を総会において選任する。
2. 清算人は、就任の日から6ヶ月以内に清算事務を処理し、総会の承認を得なければならない。

第59条(解散後の会費の徴収) 当法人は、解散後においても清算完了の日までは、総会の議決を経てその責務を弁済するのに必要な限度内の会費を、解散の日現在の会員より徴収する事ができる。

第11章 雑 則

第60条(定款変更の届出)

当法人の定款の変更があった場合には、変更部分を明示して、すみやかに公益社団法人日本青年会議所に届け出なければならない。

第61条(施行規則等)

当法人は、本定款の運用を円滑にするため、本定款に別に定めるものの他、理事会の決議を経て施行に関する規則等を定める。

第62条（公告）

当法人の公告は、電子公告による。

2. やむを得ない事由により電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

附 則

1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施工する。
2. 当法人の設立時理事及び監事は、この定款の定めにかかわらず設立総会の定めるところによることとする。
3. 当法人の設立初年度の事業計画および収支予算は、この定款の定めにかかわらず設立総会の定めるところによる。
4. 当法人の設立当初の事業年度は、この定款の定めにかかわらず、設立登記のあった日から平成年12月31日までとする。
5. 一般社団法人及び財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にも拘わらず、解散登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
6. 当法人の最初の理事長は、谷本聖和とする。

（平成25年4月1日制定）

（平成27年8月21日改訂・施行）

（平成30年8月22日改訂・施行）

（令和元年8月20日改訂・施行）

一般社団法人御坊青年会議所 運営規定

第1章 総 則

第1条(目的)

本規定は、一般社団法人御坊青年会議所定款の定めるところに従い、当法人定款の充実した活動と円滑な運営を容易ならしめるため、必要な事項を規定する。

第2章 例 会

第2条(例会の招集)

例会は、定款第39条にもとづき毎月1回開催し、理事長がこれを招集する。

2. 例会の運営については、理事会の決議により定める。

第3条(例会出席義務)

正会員は、特別の事情があるものを除き、例会には必ず出席しなければならない。

2. 例会に出席する場合、会員は品位ある服装をし原則として所定のバッチを着用しなければならない。

3. 特別会員、賛助会員、他青年会議所会員および理事長が招待する関係者も出席することができる。

4. 例会に欠席する場合は、必ず前日迄に事務局に届け出なければならない。

第3章 室

第4条(室の設置)

定款第40条の規定により、理事会の決議を経て室を設置する。室の職務分掌は理事会で定める事業計画に明記する。

第5条(室会議の開催)

室会議は、原則として毎月1回、室長が定める日時、場所において開催する。ただし、室長が必要と認める時は随時招集することができる。

2. 理事長または室員(委員)の過半数以上の請求があったときは、室長は、遅延なく室会議の招集をしなければならない。

3. 室長は室会議を招集し、その議長となり室会議会務を処理する。副室長(委員長)は、室長を補佐し、室長事故ある時は、その職務を代行する。

4. 室会議で協議した事項は理事会に報告し、あるいは理事会の議決を経てこれを執行する。

5. 正会員は所属の室会議に出席しなければならない。やむを得ない事由により欠席するときは必ず室長に届け出なければならない。

第4章 理 事 会

第6条(理事会の審議事項)

理事会は、定款に定めるもののほか、下記の事項を審議する。

- (1) 総会および例会運営に関する事項の決定および変更
- (2) 各室において協議決定された事項
- (3) 会員の入会、退会、休会および除名に関する事項

- (4) 特別室の設置
- (5) 人事および給与、報酬に関する事項
- (6) 定款、諸規定の実施に関する細則の決定
- (7) 他団体への協賛、共催および寄付に関する事項
- (8) 予算内での大科目での流用および変更
- (9) その他当法人運営に必要な事項

第7条(出向報告)

公益社団法人日本青年会議所、近畿地区協議会、和歌山ブロック協議会に出向する会員は理事会に報告しなければならない。

第8条(細目)

会員は、理事会にオブザーブとして出席し、理事長の承認を得て発言することができる。ただし、理事長の判断により退場を命ずることができる。

第5章 入会金・会費

第9条(入会金・会費) 定

款第14条に規定する入会金・会費は次の通りとする。

但し、正会員(出向会員)については、理事会決議をもって、入会金を免除することができる。

入会金	正会員	金 30, 000円
会費	正会員	金120, 000円
	特別会員	金 40, 000円(終身会費)
	賛助会員	金 5, 000円
	名誉会員	免 除

第10条(会費の納期)

会費は毎年1月末日および7月末日までに半額納入しなければならない。ただし、特別会員は該当年度の1月末日までに全額納入しなければならない。

2. 新入会員は入会申し込みの時入会金・会費を納入しなければならない。

但し、会費は入会月が当該年度の1月末日までの場合は全額(120, 000円)とし、2月以降の入会については1ヶ月毎に金10, 000円を減じた額を会費とし、入会月末までに納入しなければならない。

第6章 褒 賞

第11条(褒賞)

本会議所の発展および青年会議所運動の高揚に顕著な功績のあった個人、室に対して理事会の決議を経て褒賞を行う。褒賞の方法等についてはその都度理事会で決定する。

2. 褒賞は原則として総務室が審議し、理事会に上申する。

3. 褒賞は1月通常総会の席上で行う。

第7章 雑 則

第12条(細則)

本規定に定めるものの他、当法人運営に必要な事項は理事会において決定する。

附 則

本規定は、設立の登記された日より施行する。

(平成25年4月1日制定)(平成30年8月22日改訂・施行)

一般社団法人御坊青年会議所 会員資格規定

第1章 総則

第1条(目的)

本規定は一般社団法人御坊青年会議所定款の定めるところに従い、本会議所 会員資格および入会希望者の取り扱いに関する事項を規定する。

第2章 新入会員

第2条(推薦者)

当法人に入会しようとするものは、正会員2名以上の責任ある推薦がなければならない。

2. 新入会員を推薦しようとする正会員は、所定の入会推薦書に必要事項を記載し、会員開発室に提出する。

第3条(推薦者の資格)

前条の推薦者の資格は次の通りとする。

- (1) 入会后満1ヶ年以上経過し、過去1年間の例会、室会議の出席率が50%以上である会員
- (2) 被推薦者に対し、1ヶ年間の出席、会費納入の連帯保証のできる会員
- (3) 推薦年度の会費を所定の期日までに納入済みである会員

第4条(新入会員選考委員会の設置)

理事長は会員開発室長を含む新入会員選考委員を若干名任命し、入会資格審査を委託することができる。

第5条(推薦状の審査)

新入会員選考委員会は第2条により提出された推薦状を次の事項にもとづき慎重に審査し、その適否の結果を同委員会の意見を添えて理事会および会員開発室に答申する。ただし新入会員選考委員会の設置なき場合は、理事長、副理事長、会員開発室長が行う。

- (1) 定款にもとづき品格ある青年である者
- (2) 青年会議所活動を行うに支障なき条件を備えたる者
- (3) 推薦者の資格調査および面接

第6条(仮入会)

理事長は、前条の答申にもとづき審議をし、仮入会の適否を決定する。

但し、過去に正会員として在籍した者については、仮入会の期間を免除することができる。

2. 仮入会を承認された入会希望者は、推薦者とともに理事長等と面接の上、青年会議所について説明を受ける。
3. 仮入会者は、仮入会后3ヶ月間に総例会および室会議に合計4回以上出席しなければならない。

第7条(入会)

仮入会者が仮入会期間内に所定の出席をなし、且つ正式入会を希望したときは理事会において正式入会を承認する。

第8条(入会手続)

入会を認められた入会希望者は所定の入会申込書を理事長に提出するとともに、入会金および会費の納入を経て正会員の資格を得る。

第9条(所属室)

新入会員の所属室は理事会で決定する。

第10条(他青年会議所会員であった者の集会の入会)

他青年会議所の正会員だった者で当法人に入会を希望する者は、その所属した青年会議所理事長の推薦状を附して当法人あてに入会を申し込み、理事会の議決を経て正式入会が認められる。

第3章 会員の失格

第11条(会費の未納)

定款第14条第1項に定める会費等の納入義務は、会費をその期間経過後3ヶ月を越えても、納入しなかったときは総会の決議を経て、その者を除名することができる

第12条(出席義務不履行)

総会、例会および室会議に対し、それぞれ欠席が連続4回におよぶ時は、総会理事会の決議を経て除名することができる。ただし総会はこの決議にあたっては当該会員の各種事業、行事への参加出席状態、ならびにやむなき事由の有無等を勘案するものとする。

第13条(勧告通知)

前第11条、第12条を適用するにあたっては、会費未納2ヶ月および連続欠席がそれぞれ3回に及んだ正会員に対し、理事長および所属室長が速やかに勧告通知するものとする。

第4章 休会

第14条(休会届け)

病気またはその他の事由により、3カ月以上の長期間にわたって欠席を余儀なくする会員は、休会届けを理事長に提出し、理事会の承認を経て当該年度末迄に限り休会することができる。

第5章 退会

第15条(退会)

当法人を退会しようとする会員は、その年度の会費を納入の上、理事長に所定の退会届を提出しなければならない。

第6章 特別会員

第16条(特別会員の申込等)

定款第9条の該当者で、特別会員を希望する者は、所定の特別会員申込書を理事会に提出し、承認を得ることとする。

2. 特別会員は所定の会費を納入し、当法人のあらゆる事業に参加できる。ただし、当法人に関する一切の議決権および被選挙権を有しない。

3. 特別会員は理事会の諮問ある時に限り、当法人の運営に関する意見を具申することができる。

第7章 物故会員

第17条(物故)

当法人会員として、在籍中に死亡したものを物故会員とする。

第8章 細則

第18条(細則)

本規定に定めあるもののほか、会員資格に関する必要な事項は理事会において決定する。

附 則

本規定は、設立の登記された日より施行する。

(平成25年4月1日制定)

一般社団法人御坊青年会議所 庶務規定

第1章 総 則

第1条(目的)

この規定は、一般社団法人御坊青年会議所の旅費および慶弔に関する事項を規定する。

第2章 旅 費

第2条(公務出張)

事務局関係の公務出張については、旅費を支給する。

2. 旅費は、交通費、食事代および宿泊料とする。
3. 旅費は、実費を支給するものとする。
4. 公務出張する者は、あらかじめ理事長に対し適宜、用務、出張先を明示し、理事会の許可を得なければならない。ただし、緊急を要するなどやむを得ない場合、理事会の許可は、事後の理事会の承認をもって足りる。
5. 出張先における予定日数の変更ならびに特異事故発生、その他連絡上必要とする事故が生じたときは、すみやかに理事長に連絡しなければならない。

第3条(旅費の請求)

旅費の請求は、帰任後遅延なく出張報告書とともに旅費請求書を理事長に提出し、理事会の承認を得てこれを受け取るものとする。

第3章 慶弔・見舞金

第4条(慶弔金)

会員に対する慶弔は、次の基準により慶弔金、もしくは記念品を贈る。

- | | |
|--------------------|---------------|
| (1)会員の結婚 | 3,000円程度 |
| (2)会員の子女出産 | 3,000円程度 |
| (3)会員の開店、開業 | 3,000円程度 |
| (4)会員の長期疾病および不慮の災害 | 5,000円程度 |
| (5)会員の死亡 | 密もしくはそれに準ずるもの |
| (6)会員配偶者の死亡 | 密もしくはそれに準ずるもの |
| (7)会員第1親等の死亡 | 密もしくはそれに準ずるもの |

第5条(特別会員等に対する慶弔金)

特別会員および事務局員に対する慶弔金もしくは、記念品を贈る必要が生じた場合は、前条の範囲内において、理事会の決議を経て定めるものとする。

ただし、緊急を要するなどやむを得ない場合、理事会の決議は、事後の理事会の承認をもって足りる。

第6条(JC関係に対する慶弔金)

公益社団法人日本青年会議所および他青年会議諸関係、ならびに関係諸団体に対する慶弔金については前条を準用する。

附 則

本規定は、設立の登記された日より施行する。

(平成25年4月1日制定)

一般社団法人御坊青年会議所 役員選任規定

第1章 総 則

第1条 (目的)

本規定は、当法人定款第29条第2項に基づき定めるものである。

第2章 選考委員会

第2条 (選考委員会構成)

毎年7月の例会又は理事会で定めた日において、次年度役員選考委員5名以上7名以下を、正副理事長、専務理事および卒業予定者を除く、1月末現在の正会員中より選出し、選考委員会を構成する。

2. 選考委員の選出は、正会員の5名以上7名以下連記の選挙により選出する。

尚、確定人数は当該年度理事会で決定する。

3. 得票同数の場合は、決選投票を行い、再び同数の場合は、「くじ」で決める。

4. 選出された選考委員は互選により選考委員長を決める。

5. 7月の例会又は理事会で定めた日に出席できない正会員は期日前投票を行使することができる。

第3条 (理事長予定者および理事予定者の選出)

選考委員会は、正副理事長および専務理事と協議し、次年度理事長予定者を決定する。選考委員会と理事長予定者は次年度理事予定者数を決定する。

2. 選考委員会は、前年7月1日より本年6月30日までの出席率60%以上で、会費全納の正会員中より理事予定者数の半数を選出する。正会員(出向会員)については、この限りではない。

ただし、選考委員会において選出する理事予定者数の3分の1以上は、本年度理事以外とする。

3. 理事長予定者は、第2項と同一条件の正会員中より理事予定者の半数を選出する。

ただし、理事長予定者の選出する理事予定者の4分の1以上は、本年度理事以外とする。

4. 理事予定者が奇数の場合は、選考委員会が加除半数以外の1名を選出する。

5. 第2項、第3項、第4項の選出は8月通常総会の15日前までに完了しなければならない。

第4条 (副理事長予定者及び専務理事予定者の選出)

理事長予定者は、選考委員会と協議の上、理事予定者の中より副理事長予定者及び専務理事予定者を選出する。

2. 第1項の選出は、8月通常総会の13日前までに完了しなければならない。

第5条 (監事予定者の選出)

選考委員会は、理事長予定者と協議の上、年間出席率60%以上で、会費全納の正会員の内より、監事予定者2名を選出する。

2. 第1項の選出は、8月通常総会の13日前までに完了しなければならない。

第6条 (役員予定者の決定)

理事及び監事は、8月通常総会において、選考委員会の意見を聞いた上で決定する。

2. 理事長、副理事長及び専務理事は、8月通常総会の後直ちに開かれる理事会において、選考委員会の意見を聞いた上で決定する。

第7条 (役員補充)

任期中に欠員が生じた場合、理事会において事項により、それぞれの予定者を選出する。

2. 前項の予定者について、理事長予定者の場合は副理事長より、副理事長予定者及び専務理事予定者の場合は理事より、理事予定者および監事予定者の場合は正会員よりそれぞれ補充する。

3. 前2項により予定者を選出した場合は、理事及び監事についてはすみやかに臨時総会を経て、理事長、副理事長及び専務理事についてはすみやかに理事会を経て、決定する。

附 則

本規定は、設立の登記された日より施行する。(平成25年4月1日制定)

(平成26年6月20日改訂・施行) (平成30年1月17日改訂・施行) (平成30年8月22日改訂・施行)

(令和2年1月24日改訂・施行)